

特定非営利活動法人 臨床試験推進機構

行動規範

特定非営利活動法人 臨床試験推進機構（以下、当機構）は、その行う事業全般を通じて、常に社会全体の信頼を得ることを旨として活動しなければならない。また、組織の存続・発展のために、法令を遵守することはもとより、役員及び職員の一人一人が高い倫理観を持って行動する必要がある。

このため、当機構は、その役職員が職務の遂行に当たって基本的使命や社会的責任を十分に認識し、日常業務における行動や判断がこれらの使命や責任に即したものであるかを容易に判断し得るように、以下の行動規範を定めるものとする。

（役職員の善管注意義務）

第1条 業務に関わる法令その他諸規定を遵守する。

- 2 定款に定める法人の目的に沿った事業を実施し、堅実な業務の執行に努める。
- 3 賄賂や不正な利益の供与、申し出、約束並びに社会通念を逸脱する接待及び接待されることは行わない。
- 4 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として絶縁する。

（役職員倫理）

第2条 社会倫理に即し、当機構の名誉や信用を損なわないよう行動する。

- 2 当機構の運営等に関する事項について、職場外に情報を持ち出さない。
- 3 役職員としての立場と個人の立場を区別し、職場内に私的な問題や利害関係を持ち込まない。

（事業活動）

第3条 関係法令を遵守し、透明性の高い、公正な事業活動を行う。

- 2 当機構の活動について、社会に正しく理解してもらえるように、適切な情報開示に努める。
- 3 社会の利益に貢献することができるよう、会員の事業活動を支援・助長するための事業の実施に努める。

（経理）

第4条 適法に財務諸表を作成し、適正な経理処理、税務申告等を行う。

2 法令並びに要綱・要領その他の指導に基づき、厳密かつ適正な経理を行う。

(情報管理)

第5条 業務上知り得た情報については、厳重に管理し、第三者に漏洩したり、業務以外の目的には使用しない。

- 2 個人情報の保護に努める。
- 3 風説の流布等を行わない。

(職場規律)

第6条 健全な職場環境の維持に関わる職制を尊重し、風通しの良い働きやすい職場づくりに努める。

- 2 職場内での差別やパワー・ハラスメントおよびセクシャル・ハラスメントの防止に努める。
- 3 個人のプライバシーは最大限尊重し、不当に侵害しない。

(人事・労務)

第7条 労働基準法の規定を遵守し、労働条件の適正化に努める。

- 2 性別・年令・出身地・国籍・人種・民族・宗教・疾病・障害等を理由とする差別をしない。
- 3 自分の健康は自分で守るという自覚を持ち、健康の維持管理に努める。

(役員の義務)

第8条 本行動規範に反する事態が発生したときには、代表理事、副代表理事ほか役員は、速やかに、原因究明及び再発防止に努める。

- 2 法令違反が生じた場合には、速やかに監督官庁に報告するとともに、監督官庁の実施する調査等には積極的に協力する。
- 3 前項の場合にあっては、社会への迅速かつ的確な説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含め厳正な処分を行う。

2016年 9月 15日

特定非営利活動法人 臨床試験推進機構
代表理事 古河 洋

